

作成日 2006年12月01日  
改訂日 2016年04月07日

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名（化学名、商品名）：ワnlルーバー GKN-C  
主用途としてグリース等  
会社名：協同油脂株式会社  
住所：神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-30  
担当部門：営業管理部  
電話番号：0466-33-3113  
FAX番号：0466-33-3054  
緊急連絡先（部署）：技術本部  
緊急連絡先（電話番号）：0466-33-3112  
整理番号：08-740

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性

: 分類できない

健康有害性

: 分類できない

環境に関する有害性

水生環境有害性（急性）

: 区分3

水生環境有害性（長期間）

: 区分3

#### GHSラベル要素

絵表示

なし

注意喚起語：なし

危険有害性情報

(H402) 水生生物に有害

(H412) 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

(P273) 環境への放出を避けること。

応急措置

なし

保管

なし

廃棄

(P501) 内容物/容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則（明示する）に従い廃棄すること。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分及び含有量

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 基油（精製鉱油）             | 85-95質量% |
| 増ちょう剤（リチウム石けん）       | 10質量%以下  |
| 極圧剤（モリブデン及びその化合物を含む） | 5質量%以下   |
| その他添加剤（酸化防止剤、防錆剤等）   | 5質量%以下   |

化学特性（化学式）：特定できない

## 危険有害成分

|   |         |           |
|---|---------|-----------|
| 労働安全衛生法                                 | : 表示対象物 |           |
| 鉱油                                      |         | 85-95 質量% |
| モリブデン及びその化合物                            |         | 1-10 質量%  |
| 労働安全衛生法                                 | : 通知対象物 |           |
| 鉱油                                      |         | 85-95 質量% |
| モリブデン及びその化合物                            |         | 1-10 質量%  |
| P R T R 法*                              | : 非該当   |           |
| ( * 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 ) |         |           |

## 4. 応急措置

|           |  |
|-----------|--|
| 目に入った場合   | : 清浄な水で15分間洗浄し、医師の診断を受ける。                      |
| 皮膚に付着した場合 | : よく拭き取った後、水と石けんで十分洗浄する。                       |
| 吸入した場合    | : 新鮮な空気のところへ移し、身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、医師の診断を受ける。 |
| 飲み込んだ場合   | : 無理に吐かせずに、直ちに医師の診断を受ける。                       |

## 5. 火災時の措置

|             |  |
|-------------|--|
| 消火剤         | : 泡、粉末、炭酸ガス、乾燥砂。   |
| 使ってはならない消火剤 | : 注水は、火災を拡大し危険な場合がある。  |
| 火災時の特定危険有害性 | : 現在のところ有用な情報なし。   |
| 特定の消火方法     | : 初期の火災には粉末、炭酸ガス、乾燥砂等の消火剤を用いる。<br>大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。<br>関係者以外は安全な場所に退去させる。 |
| 消火を行う者の保護   | : 消火を行う際は保護具を着用する。<br>消火作業は風上から行う。   |

## 6. 漏出時の措置

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時処置 | : 作業の際には、必ず保護具を着用する。                            |
| 環境に対する注意事項            | : 漏出した製品が河川等に排出されないように注意する。                     |
| 除去方法                  | : 漏出したものをかき集めて、密閉できる空容器に回収する。少量のものは灯油等の溶剤で拭き取る。 |
| 二次災害の防止策              | : 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。                         |

## 7. 取扱い及び保管上の注意

|           |  |
|-----------|--|
| 取扱い       |  |
| 技術的対策     | ・ 取扱いは換気のよい場所で行い、漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。   |
| 注意事項      | ・ 目に入ると炎症を起こすことがある。取扱う際は保護眼鏡を使用して目に入らないようにする。<br>・ 皮膚に触れると炎症を起こすことがある。取扱う際は保護手袋を使用する等して皮膚に触れないようにする。<br>・ 誤って飲み込むと下痢・嘔吐することがある。<br>・ 取扱いの都度、容器を密閉する。 |
| 安全取扱い注意事項 | ・ 容器を開ける時は、手を切る恐れがあるので保護手袋を着用する。   |

## 保管

## 適切な保管条件

- ・ 3トン以上の可燃性固体類を保管する場合には、火災予防条例で定められた基準に従う。
- ・ ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。
- ・ 直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて暗所に保管する。

## 安全な容器包装材料

- ・ 空容器に圧力をかけない。
- ・ 容器は溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

## 8. ばく露防止及び保護措置

## 設備対策

：ミストまたは蒸気の発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。

## 許容濃度

## 鉱油

ACGIH

：TWA 5 mg / m<sup>3</sup> (文献3)

## 鉱油ミスト

日本産業衛生学会誌

：3 mg / m<sup>3</sup> (文献2)

## 保護具

## 呼吸用の保護具

：通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス）を着用する。

## 手の保護具

：長時間または繰り返し接触する場合は、耐油用保護手袋を使用する。

## 目の保護具

：飛沫が飛ぶ場合はゴーグル型眼鏡を着用する。

## 皮膚及び身体の保護具

：長時間にわたり取扱う場合、または濡れる場合は、耐油性の長袖作業衣を着用する。  
濡れた衣服は直ちに脱ぎ、完全に洗淨してから再使用する。

## 9. 物理状態及び化学的性質

## 物理的状态

形状 : 半固体

色 : 褐色

臭い : 僅かな臭気

## 物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

融点 :  $\geq 100^{\circ}\text{C}$

引火点 :  $190^{\circ}\text{C}$  (セタ)

## 爆発特性

爆発限界 : 下限 1 容量% 上限 7 容量% (推定値) (基油)

密度 :  $0.90 (25^{\circ}\text{C}) \text{ g / c m}^3$

溶解性 : 水に不溶

## その他のデータ

滴点 :  $201^{\circ}\text{C}$

[ワンルーバー GKN-C][協同油脂株式会社][08-740]

## 1 0. 安定性及び反応性

- 安定性 : 通常の条件では安定。  
 反応性 : 強酸化剤との接触を避ける。  
 避けるべき材料 : 強酸化剤  
 危険有害な分解生成物 : 現在のところ有用な情報なし。

## 1 1. 有害性情報

現在、知見を持っておりません。

## 1 2. 環境影響情報

- 水生環境有害性（急性）  
 : 各成分の水生環境有害性（急性）より、混合物は区分3と分類される。  
 水生環境有害性（長期間）  
 : 各成分の水生環境有害性（長期間）より、混合物は区分3と分類される。  
 その他  
 : 現在のところ有用なデータなし

## 1 3. 廃棄上の注意

## 残余廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理する。

- ・都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理する。
- ・自ら燃焼処理を行う場合は、大気汚染物質（硫黄酸化物）が発生するので燃焼排ガスの処理対策（洗浄処理等）を講ずる。
- ・投棄禁止。
- ・埋立て処分を行う場合は、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて、総理府で定めた物質が基準以下であることを確認しなければならない。
- ・燃焼する場合は、安全な場所で、かつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。

## 汚染容器・包装

- ・空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

## 1 4. 輸送上の注意

国連分類 : 非該当

国連番号 : 非該当

## 国内規制

陸上輸送 : 消防法 危険物非該当

海上輸送 : 船舶安全法 非危険物 個別運送及びバラ積み運送において

航空輸送 : 航空法 非危険物

## 輸送上の特定の安全対策

- ・可燃性の液体を使用しているので「火気厳禁」
- ・容器が破損しないように、ていねいに扱う。
- ・荷崩れや落下事故を起こさないよう、荷造りを十分にした上で積み込む。

[ワンルーバー GKN-C][協同油脂株式会社][08-740]

## 15. 適用法令

## 法令情報

|                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 消防法              | : 危険物非該当                       |
| 火災予防条例           | : 指定可燃物 (可燃性固体類)               |
| 労働安全衛生法          | : 表示対象物<br>通知対象物               |
| P R T R 法        | : 非該当                          |
| 毒物及び劇物取締法        | : 非該当                          |
| 水質汚濁防止法          | : 油分排出規制 (ノルマルヘキサン抽出分として検出される) |
| 海洋汚染防止法          | : 油分排出規制 (原則禁止)                |
| 下水道法             | : 鉱油類排出規制 (5 mg / L 許容濃度)      |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | : 産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)           |

## 16. その他

## 問い合わせ先

|       |                |
|-------|----------------|
| 会社名   | : 協同油脂株式会社     |
| 担当部門  | : 営業管理部        |
| 電話番号  | : 0466-33-3113 |
| FAX番号 | : 0466-33-3054 |

## 引用文献等

1. JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」
2. 許容濃度の勧告 (2010) 日本産業衛生学会 産衛誌 52巻
3. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH(2012)
4. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
5. CLPに関する欧州議会および理事会規則 (EC)No1272/2008 付属書VI 「有害性物質の調和化された分類および表示のリスト」

ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。

ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さるようお願いいたします。

## [会社情報]

販売者：(株)高野山スズキ

所在地：防府市国衛1丁目9-24

TEL:0835-22-3211